

一般社団法人表面技術協会における著作権規程

1. 著作権の帰属

表面技術協会が編集発行する定期及び不定期刊行物（以下「本会刊行物」という。）に掲載された論文、記事等（以下「著作物」という。）の著作権（著作財産権、copyright）は、特別の断わりがない場合は表面技術協会に帰属する。

2. 既に公刊された本会刊行物に関する著作権の帰属

表面技術協会（金属表面技術協会を含む。）が発行した本会刊行物のうちで、

- ・「金属表面技術」誌 1950年～1977年6号
- ・「現場パンフレット」誌 1954年～1969年
- ・「実務表面技術」誌 1970年～1982年1号

に掲載された論文・記事等の著作権は著者に帰属するが、著者は以下の(1)、(2)、(3)について本会に承認を与えるものとする。

- (1) 学術および技術発展を目的として、該当する論文の一部または全部を複製し、公衆送信すること。
- (2) 学術および技術発展を目的として、第三者に(1)と同様の権利を行使させること。
- (3) 上記の行為により収入がある場合は、この収入を本会の運営費用に充てること。

ただし、上記について承認しない旨申し出があった論文等については、これを適用しない。

3. 著作権の許諾

本会に帰属する著作権を利用する場合には、第4項に定める場合を除いて、事前に文書により本会の許諾を求めなければならない。

4. 著作者の権利と利便性の確保

本会に帰属する著作物の一部もしくは全部を、著作者が自身の用途のために複製、翻訳など（インターネット、DVD、CD-ROM等の電子的利用を含む。）の形で利用する権利は著作者に帰属する。なお、著作者による上記の利用においては、その著作物が本会刊行物に掲載されたことを明記する必要がある。ただし、著作者が電子的に公開する場合は、著作物が掲載された本会刊行物の発刊日から6ヵ月を経過した日からとする。

5. 著作者が所属する機関による電子的利用

本会に所属する著作物を、著作者が所属する機関が電子的に公開する場合は、著作物が掲載された本会刊行物の発刊日から6ヵ月を経過した日からとする。ただし、著作者の所属する機関は、本会に文書により届け出なければならない。

6. 著作者の責任

本会刊行物に掲載された著作物については、当該著作者が責任を負うものとする。当該著作物について、他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合には、著作者が創作に関与した部分については、原則としてその著作者が責任を負いまたは処置するものとする。

7. 著作者の人格権の尊重

著作権の運用にあたっては、本会は著作者の人格権に十分留意する。

(付則)

1. 著作権に関し、本規程に規定されていない事項については「著作権法」に拠る。
2. 本規程でいう「著作権」とは、以下の権利を含む。複製権（第21条）、上演権及び演奏権（第22条）、上映権（第22条の2）、公衆送信権等（第23条）、口述権（第24条）、展示権（第25条）、頒布権（第26条）、譲渡権（第26条の2）、貸与権（第26条の3）、翻訳権・翻案権等（第27条）、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第28条）
3. 本規程は平成20年2月28日から施行する。

(付則)

平成20年2月27日 第59回通常総会承認